

佐久穂町住宅用地取得・住宅解体・住宅新築助成金について

佐久穂町に定住する目的で、住宅新築のための住宅用地を取得する方・解体をする方、住宅を新築する方に対して、助成金を交付します。

◆ 助成期間

交付申請書受付期間：令和 10 年 3 月 31 日まで

※ 取得着工前に事業計画書を提出し、登記完了日（解体工事費の支払が終了したとき）から 1 年以内に交付申請が必要

◆ 対象者

対象の住宅及び住宅用地の登記名義人で、以下の全てを満たす方

- ・世帯全員に市区町村税の滞納がない方
- ・自治組織（区、常会及び隣組）にそれぞれ加入し、地域の行事に積極的に参加する方
- ・暴力団員でない方

◆ 助成対象事業と助成額

1 住宅用地取得助成金

【助成金額】土地取得額の 3 分の 1 以内（上限 100 万円）

ただし町が宅地造成した土地（雁明団地・城山団地）は上限 300 万円

【主な要件】

- ・佐久穂町に定住する目的で、住宅を新築するための住宅用地（72 m²以上）を取得するとき
- ・住宅用地取得後、2 年以内に住宅の建築に着手すること

※ 3 親等内の親族からの購入を除く。

2 住宅解体助成金

【助成金額】解体工事費の 2 分の 1 以内（上限 50 万円）

【主な要件】

- ・新築住宅の建設予定地にある建物（登記簿に登記又は課税台帳に記載されているもの）を町内事業者で解体するとき
- ・建物解体後、2 年以内に住宅の建築に着手すること
- ・解体前後の工事写真が必要となる

※裏面に続く

3 住宅新築助成金

【助成金額】 建築工事費の 10 分の 1 以内

(以下の 1～8 までの基準額の合算による上限は、子育て若者世帯は 210 万円、その他は 180 万円)

別表 1	基準	基準額	内容
1	子育て世帯又は若者世帯	30 万円	義務教育終了前の子どもがいる世帯又は出産前で母子手帳が交付されている世帯 ・ 夫婦のいずれかが 45 歳未満の婚姻世帯（助成金の交付申請日の属する年度の 4 月 1 日現在）
2	町内元請事業者施工	75 万円	元請事業者が町内に主たる事業所を置く建築関連事業者による施工
3	町内下請事業者 5 者以上	30 万円	下請事業者（5 者以上）が町内に主たる事業所を置く建築関連事業者による施工
4	町産木材使用	15 万円	佐久穂町産の木材を 20 平方メートル以上使用する
5	町産石材使用	15 万円	佐久穂町産の石材を 1 平方メートル以上使用する
6	景観尊重建築	15 万円	白壁や和瓦の屋根が印象的な、日本の集落景観を尊重する建築様式（基準の詳細は別に定める）
7	ゼロエネルギー住宅	30 万円	町が指定する国又は長野県の補助事業のうち、いずれかの補助金等の交付を受けた住宅の新築 ・ 国の ZEH 補助金（新築戸建 ZEH 又は ZEH+） ・ 県の信州健康ゼロエネ住宅助成金（新築タイプの住宅）
8	自然災害で半壊以上	50 万円	自然災害で半壊以上のり災証明が発行されている世帯が住宅を新築する場合

記載内容以外にも条件等がありますので、
詳しくは下記問い合わせ先に事前にご相談ください。

問い合わせ先
佐久穂町役場 建設課建設係
電話：0267-86-2542

